

東京都板橋区農業委員会

第25期第23回定例総会議事録

令和7年5月26日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室 (赤塚庁舎3階)

第 25 期第 23 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 7 年 5 月 2 6 日（月）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 1 1 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1		5	稲本 政美	9	木村 博之
2	會田 幸夫	6	山口 賢治	10	宮本 拓
3	松澤 智昭	7	久保 秀一	11	田中 はつ江
4	染宮 利章	8	中妻 じょうた	12	大野 治彦

議 事

1 協議事項

- (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料1)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料2)
合計4件 (内訳：4条関係3件、5条関係1件)
- (3) 東京都市計画生産緑地地区の変更について (資料3)

3 その他

- (1) 茶摘み体験学習事業の実施結果について (資料4)
- (2) さつきフェスティバルの実施結果について (資料5)

4 次回日程

日 時 令和7年6月25日(水) 午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	稲本 政美	委員
	久保 秀一	委員
出席係員	木内 俊直	事務局長
	追川 智子	農政担当係長
	河崎 啓	農政主査
	橋本 陣	書記

事務局 長	<p>只今より、第25期第23回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、稲本政美委員、久保秀一委員を指名させていただきます。</p> <p>それでは、協議事項（1）引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行についてです。本件は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当する委員はご自身が関係する議事に参与することができません。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>それでは、資料1、1ページをご覧ください。この証明書は、相続税の納税猶予を受けている方が、3年に一度、税務署に提出する「相続税の納税猶予の継続届出書」に添付する書類となっております。</p> <p>今回は2件でございます。</p> <p>まず、番号1、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。生産緑地番号は113です。</p> <p>土地の所在は、成増四丁目557番3、地目は畑、面積は1,306平方メートルです。</p> <p>概ねの位置ですが、1ページ下段の生産緑地番号113の案内図において、矢印が指しているところ、成増が丘小学校・赤塚第二中学校の北側です。5月14日に、會田 幸夫 会長職務代理に現地を確認して頂いております。問題等がなければ、2ページの証明書を発行いたします。</p> <p>現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書 記	<p>番号1、生産緑地番号113です。</p> <p>手前にじゃがいも、奥にナス、またトマト、ネギ等が植えられておりました。</p> <p>畑はとてもきれいに管理されており、適切に耕作されている様子が確認できましたので、証明書の発行にあたり問題はないと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>本件に関しまして、ご質問、ご意見はございますか。</p> <p>特にないようですので、採決に入りたいと思います。証明書の発行について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>事 務 局 長</p>	<p>(賛成者多数)</p> <p>賛成者多数のため証明書の発行をお願いいたします。 続きまして、2件目の説明を事務局からお願いします。</p> <p>3ページをご覧ください。番号2、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。 生産緑地番号は75です。 土地の所在は、徳丸四丁目182番7、地目は畑、面積は495平方メートルです。 概ねの位置ですが、3ページ下段の生産緑地番号75の案内図において、矢印が指しているところ、赤塚第一中学校の北東側です。こちらも、5月14日に、會田 幸夫 会長職務代理に現地を確認して頂いております。問題等がなければ、4ページの証明書を発行いたします。 現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>番号2、生産緑地番号75です。 手前にたまねぎ、続いてじゃがいも、ナス、トマト等が植えられておりました。 適切に耕作されている様子が確認できましたので、証明書の発行にあたり問題はないと考えております。 なお、本件の生産緑地面積は495平方メートルとなっており、生産緑地地区に指定された当時の指定要件は500平方メートル以上となっております。 本件について、都市計画課に問い合わせたところ、「500平方メートル以上」という判断の留意点として、「5畝(せ)」以上あると認められる農地等については、他の要件を満たせば、農業経営、農地所有の実態を勘案して、生産緑地地区に指定されるよう配慮することとなっているようです。 1畝(せ)約：99平方メートルで、5畝(せ)約：495平方メートルとなりまして、ぎりぎり要件に合致したものと思われまます。 説明は以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>本件に関しまして、ご意見、ご質問等がございますか。 特にないようですので、採決に入りたいと思います。証明書の発行について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者多数)</p>

<p>事務局長</p>	<p>賛成者多数のため証明書の発行をお願いいたします。</p> <p>報告事項（１）農地転用届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、資料２、５ページをご覧ください。農地法第４条第１項第７号の規定による届出で、</p> <p>令和７年４月１１日から同年５月１０日までに届出があったもの、３件でございます。</p> <p>専決番号１、土地の所在が赤塚新町三丁目４１４番１及び４１５番１の２筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっております。面積は合計で８０８平方メートル、転用の目的は共同住宅です。</p> <p>届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、５ページ下段の専決番号１の案内図において、矢印が指しているところ、赤塚新町小学校の北西側です。</p> <p>現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、共同住宅の建築工事が行われていました。</p> <p>令和６年４月着工、令和７年６月完了予定、鉄筋コンクリート造４階建て１棟が建築予定となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして、専決番号２、土地の所在が高島平四丁目８番８の１筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっております。面積は５３３平方メートル、転用の目的は個人住宅です。</p> <p>届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、６ページ上段の専決番号２の案内図において、矢印が指しているところ、高島第三中学校の南側です。</p> <p>現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は個人住宅になっており、今回この住宅の建替え工事を行うにあたっての届出でございます。</p> <p>令和７年６月着工、令和８年２月完了予定、木造２階建て１棟が建築予定です。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして、専決番号３ですが、こちらは先月報告させていただきま</p>

	<p>した案件の中で、一部、届出が漏れていた区画につきまして、追加の届出があったものでございます。</p> <p>土地の所在が前野町三丁目5番15の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。面積は86平方メートル、転用の目的は駐車場です。</p> <p>届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、6ページ下段の専決番号3の案内図において、矢印が指しているところ、見次公園の南東側です。</p> <p>現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は駐車場となっており、現況に対する届け出でございます。</p> <p>こちらは、4月の定例総会でもご報告した駐車場でございますが、前回の届出で、今回の地番の箇所の届出が漏れていたとのことで、再度届出を受領しました。</p> <p>本件の範囲としましては、駐車場入って右手側になり、写真のうち、赤枠で示した範囲となります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>4条関係3件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にないようですので、続いて5条関係をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で、令和7年4月11日から同年5月10日までに届出があったもの、1件でございます。7ページをご覧ください。</p> <p>専決番号1、土地の所在が前野町五丁目9番3及び9番4の2筆で、登記簿上の地目は何れも畑、現況は何れも不耕作地となっています。</p> <p>面積は、合計で999平方メートル、転用の目的は学校駐車場駐輪場です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、7ページ下段、専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、淑徳高等学校の北側です。</p> <p>現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は不耕作地及び個人住宅となっております。</p> <p>なお、こちらの不耕作地は令和4年度まで区民農園として貸借をしておりました。</p> <p>こちらは、令和7年8月頃から着工し、学校用の駐車場及び駐輪場として整地・アスファルト舗装工事を行う予定と聞いております。</p>

		説明は以上でございます。
会 長	長	5条関係1件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。
会 長	長	今回届出が出された物件については、誰か住んでいるのでしょうか。
書 記	記	本件物件については、令和4年度まで区民農園用地として区が貸借していた土地の所有者が住んでおりましたが、その方が亡くなり、その後は空き家となっていたと思われま。
会 長	長	他に何か、ご意見、ご質問等がございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、報告事項(2) 東京都市計画生産緑地地区の変更について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	長	こちらにつきましては、書記からご説明いたします。
書 記	記	8ページ、資料3をご覧ください。令和7年5月12日付で区より東京都市計画生産緑地地区の変更について、照会がありました。 この照会については、板橋区の都市計画変更手続きにおいて、生産緑地法施行規則第1条の「市町村が生産緑地地区に関する都市計画の案を変更しようとする場合には、市町村長は生産緑地法上の農地に該当しているかどうかについて、農業委員会の意見を聞くことができる」とされており、それに則った照会文書となります。 9ページをご覧ください。今回は、追加予定箇所が1箇所となっており、10ページが新旧対照表及び変更概要です。 続いて、11ページをご覧ください。今回変更となる生産緑地地区の一覧が記載されております。こちらは令和7年4月の総会にて「生産緑地の追加指定」としてご協議いただきました案件であり、表の一番下、地番が成増四丁目334番57のところ今回追加になります。参考に、前回4月の総会時にお示ししました写真は画面をご覧ください。 また、12ページが全体図、13ページが、今回追加となる図面となっております。問題がないようでしたら、14ページのとおり、板橋区長宛てに「原案で支障ない」旨を回答させていただきたいと思っております。
会 委 員	長 員	何か、ご意見、ご質問等がございますか。 生産緑地地区への追加指定が確定するのは、いつからになりますか。

書記	<p>11月に、板橋区都市計画審議会に都市計画変更案を付議し、審議がなされ、12月下旬に都市計画変更の決定告示が行われます。</p> <p>この告示日から、生産緑地地区として指定されるため、12月下旬ごろに指定される予定です。</p>
委員	<p>生産緑地の指定期間はどれくらいになりますか。</p>
書記	<p>特定生産緑地では、区に買取申出ができる期間が10年延長され、再度延長するかを選択できます。</p>
会長	<p>他に何かご意見、ご質問はございますか。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p>
事務局長	<p>続きまして、その他（1）茶摘み体験学習事業の実施結果について、事務局より説明をお願いします。</p>
農政担当係長	<p>こちらは、農政担当係長からご説明いたします。</p>
	<p>それでは15ページ、資料4をご覧ください。</p>
	<p>連休の合間でしたが、令和7年5月1日（木）にお茶摘み体験学習を実施いたしました。実施場所は徳丸八丁目6番、田上さん所有の茶畑で、紅梅小、徳丸小、北野小、赤塚小、志村第五小学校の合計455名の児童がお茶摘みを行いました。</p>
	<p>今回、広聴広報課からマスコミ各社へ、事前に情報提供をしたところ、東京新聞とJ-COMの取材を受け、5月2日（金）の東京新聞に記事を掲載していただいたほか、5月10日からJ-COMでも紹介していただきました。</p>
	<p>また、当日は山口会長・安井委員・宮本委員にもお越しいただきました。ご協力いただいた委員の皆様、ありがとうございます。</p>
	<p>なお、摘んだお茶の葉でございますが、5月1日当日のうちに所沢の製茶園で製茶を依頼しまして、今月下旬に学校を通じてご参加いただいた児童へお配りし、地産地消や食育に関する教育活動にご利用いただく予定です。</p>
	<p>説明は以上でございます。</p>
会長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
委員	<p>本事業は、自分自身も直接事業を見て、素晴らしい事業であると考えており、周辺5校だけでなく、ほかの学校でもぜひ実施していただきたいと考えている。</p>

<p>事 務 局 長</p>	<p>区としてもぜひ多くの児童に経験してほしいと考えているが、茶畑自体が広くなく、お茶の木も決して多くない状況であるので、おおよそ500名弱の人数が適正であると考えている。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、その他(2)さつきフェスティバルの実施結果について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちら、農政担当係長からご説明いたします。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>それでは16ページ、資料5をご覧ください。 令和7年度さつきフェスティバルは、5月11日(日)から16日(金)まで、区役所本庁舎において実施いたしました。主催、板橋区、協力、東京あおば農業協同組合、城北皐月会、後援、練馬区で実施しております。 実施内容は、さつきの展示を11日から15日まで、さつきの苗木の販売を12日から4日間、区内産農産物の販売を13日から3日間、16日には、区役所1階のイベントスクエアにおいて寄せ植え教室を実施いたしました。 また、さつきの展示会に合わせて審査会も開催いたしまして、36点の出品の中から、24点の入賞作品を決定しております。 今回のさつきフェスティバルでも農業委員の皆様には大変ご協力をいただいております、13日には會田会長職務代理、14日には山口会長と染宮委員にマルシェに出荷のご協力をいただきました。また、16日の寄せ植え教室では松澤委員に講師を担っていただきました。 ご協力いただきました委員の皆様、ありがとうございました。 また、マスコミ報道関係ですが、こちら5月24日から、J-COMで紹介いただいております。 それから、区役所本庁舎で実施しております区内産農産物の直売会「板橋ふれあいマルシェ」でございますが、毎回大盛況でございます、6月と7月にも開催予定がございますので、ご紹介させていただきます。次第の下の表、6月の区の予定の欄にも記載してございますが、6/26(木)と27(金)の2日間、本庁舎1階階段横で実施予定です。また、7/15(火)は、1階正面玄関で開催する予定です。いずれも午前11時30分から販売予定でございますので、出荷・販売のご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。 説明は以上でございます。</p>

会

長

何か、ご意見、ご質問等ございますか。
特にないようですので、本日の議事は以上となります。
これをもちまして第23回定例総会を閉会いたします。

(終了時間 午後3時3分)

次回の日程を下記のとおり決定し散会

- ・運営委員会 6月19日(木) 午後2時00分
- ・定例総会 6月25日(水) 午後2時00分